

株主の皆様

平成 19 年 6 月 12 日

富士フイルムホールディングス株式会社
代表取締役社長 古森重隆

当社導入の買収防衛策について

当社は、本年 3 月 30 日開催の取締役会決議に基づき、株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）（以下「適正ルール」又は「本適正ルール」といいます）を導入いたしました。本導入に関しましては今回の株主総会において承認を得るための議案上程はいたしておりません。昨今、買収防衛策導入に対する株主総会承認を求める声が高まっていると認識はしておりますが、以下にご説明申し上げる理由により、本適正ルールの導入自体は当社取締役会の決議で十分に株主の皆様の負託にお応えできるものであります。導入時にご説明した内容に加えてここに補足いたします。

1. 有事における発動の是非自体を株主の皆様に向うこととした理由

- 株主が日々変化する上場企業では、導入時の株主と有事の際の株主は必然的に異なりますし、企業が置かれている状況も導入時と有事とでは異なります。そのため、買収提案がなされた際に、直接の利害を有するその時点における株主の意思を反映することが最も望ましいと考えました。
- 昨今わが国において多数採用されている、いわゆる「取締役会・独立委員会判断型」買収防衛策では、有事の際に株主が意見を表明する場が確保されていないものが大半で、取締役会・独立委員会の判断のみで防衛策が発動される可能性があるため、導入時における総会承認が重要であるとされたものと思われまます。
- 一方、本適正ルールにおいては、防衛策が最終的に発動される前に、ほぼ確実に当社株主の皆様が意見を表明する場が確保されているため、それとは、明確に異なっております。
- さらに当社の株主構成をご覧いただければ明らかなように、当社は株式持合い比率が低く、純投資の株主の皆様が意思決定の主要部分を占めており、仮に防衛策発動の是非を株主意思確認総会に諮った場合でも、純投資の株主の利益が犠牲になるようなことのない判断となることが明白であります。

当社は本適正ルールの導入を検討するにあたり、「取締役会・独立委員会判断型」買収防衛策と、本適正ルールのように取締役会決議により導入した上で、有事の発動是非を株主の直接かつ最終的な判断に委ねるプランとを、以上の諸点を含めたあらゆる側面から比較検討した結果、株主意思の反映、透明性の観点等において、後者の方が株主共同の利益の確保の観点から適切であると判断いたしました。

2. 導入を取締役会決議により行うこととした理由

- 本適正ルールは、会社の支配に関する基本方針の一環として、株主価値を毀損する可能性の高い濫用的買収行為者に対する免疫力を高めるため、そして、買収提案発生時に株主の皆様にご判断いただくための必要かつ十分な情報を提供するためのルールと手順を制定するという意義を有するものであり、本適正ルールの導入自体は現在の株主価値保全に貢献し、将来の株主価値を毀損するものとはなり得ないと考えております。

- 本適正ルールは、ルール上の手続きを無視した大規模買付行為が発生するという極めて可能性の低い特別な場合以外では、取締役会に対し防衛策発動に関する裁量権を与えておりません。したがって、その導入による当社株主の皆様への権利への影響は取締役会・独立委員会判断型の防衛策と比べて比較的低くなっております。
- 仮に何ら買収防衛策を導入しない場合、あるいは導入できない場合に、V字型の業績急回復を成し遂げ、成功途上にある当社が中期経営計画に対する経営資源集中を最大化できなくなるリスクがあり、当社が株主の皆様にご承諾としてお示ししている株主価値向上の実現に対する不確実性が増大すると考えている次第であります。

本適正ルールの有効期間は3年間で、当社中期経営計画の最終年度と合致しており、当社の中期経営計画と一体となって、当社の企業価値・株主共同の利益向上に資するためのものと位置付けております。したがって、買収防衛策の導入は、企業価値・株主共同の利益の確保と向上について株主の皆様から経営の負託を受けた取締役会の責務としてなされるべきものと考えております。

3. 本適正ルールの公正性・透明性、発動に至るまでのプロセスと判断基準の重要性

当社といたしましては、最も重要なのは導入に際してのプロセスよりも、発動是非に関する最終的な意思決定に至るまでの手続きの流れ及び発動の際の判断基準など、適正ルールの内容そのものであると考え、公正かつ透明性の高い適正ルールの設計に注力してまいりました。本適正ルールは、以下の仕組みにより取締役会の恣意性が働く余地を最大限に排除しており、公正かつ透明性を徹底的に追求したプランになっているものと確信しております。

- 買収提案者が提供すべき必要情報の明確な列挙（適正ルールに定められた情報が提出され、形式的に不備がなければ提出があったものとみなされる仕組み）
- 検討開始の要件及び検討期間の明確化（情報提供がなされた時点から即検討期間が始まり、いたずらに時間稼ぎができない仕組み）
- 客観性が極めて高い発動の判断基準の設定（防衛策発動の最終的な判断をその時点における当社株主の皆様にご委ねる仕組み）

したがって、株主の皆様には、冒頭に述べました昨今の傾向が当社の導入した本ルールには妥当しないことを十分ご考慮いただき、導入時における株主総会承認を得ないことのみを理由に形式的にご判断いただくのではなく、本適正ルールの詳細な内容とその透明性を十分ご理解いただいた上で、当社の一連の経営施策の一環としてのご賛同をいただけるものと信じております。

* なお、「本適正ルール」全体の概要及び詳細については、平成19年3月30日に公表いたしました「株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）の導入及び新株予約権の発行登録に関するお知らせ」及び「株式の大量買付けに関する適正ルール」をご参照ください。
(当社ホームページにも掲載：<http://www.fujifilmholdings.com/ja/investors/index.html>)